

国際関連情報 IFRS 財団及び IASB 情報

IFRS 財団アジア・オセアニアオフィス
で開催されたワーク・ショップの報告

ASBJ 常勤委員 関口 智和

ASBJ 専門研究員 阿部 建太郎

1. はじめに

2015年6月4日、5日に、IFRS財団の主催により、主にアジア・オセアニア地域の会計基準設定主体グループ(AOSSG)を対象としたワーク・ショップ(以下「本WS」という。)がIFRS財団アジア・オセアニアオフィスで開催された。本WSは、国際会計基準審議会(IASB)で審議されている重要な論点について、主にIASB関係者とAOSSGメンバーが双方向的な議論を行うことを目的として行われるもので、今回が初めての試みであった。

本WSには、IASBからは鷺地理事及びAlan Teixeiraシニア・テクニカル・ディレクター(当時)をはじめ数名のスタッフが参加したほか、IFRS財団アジア・オセアニアオフィスからは竹村ディレクターほか参加した。AOSSGからは、テレビ会議及び電話会議による参加も含めて、企業会計基準委員会(ASBJ)からの代表者のほか、香港¹、韓国、インド、ニュージーランド、オーストラリア、

マレーシア、中国、インドネシアから代表者が参加したほか、米国財務会計基準審議会(FASB)からも代表者が参加した。ASBJからは、小賀坂副委員長、関口常勤委員のほか、アジェンダごとに担当のディレクター及びスタッフが出席した。なお、文中、意見にわたる部分は筆者の私見であることを申し添えておく。

2. 議論の概要

本WSでは、IASBで審議が行われている次のプロジェクトについて、意見交換や質疑応答が行われた。

- (1) 概念フレームワーク
- (2) 共通支配下の企業結合
- (3) 持分法会計
- (4) 開示に関する取組み

(1) 概念フレームワーク

IASBは、概念フレームワークの見直しに関

1 本稿において、会計基準設定主体の表記は、ASBJ(当委員会)を除き、「国若しくは地域名(会計基準設定主体の略称)」によって記載するか、又は、国若しくは地域名のみを記載している。

するプロジェクトに着手しており、2015年5月28日公開草案「財務報告に関する概念フレームワーク」（以下「概念ED」という。）を公表している。本WSでは、概念EDの各章ごとにIASBスタッフから概念EDにおける提案について説明が行われ、参加者とIASBスタッフとの間で質疑応答や意見交換が行われる形で、議論が進められた。

議論において、概念EDの第1章「一般目的財務報告の目的」及び第2章「有用な財務情報の質的特性」における提案について、参加者より、有用な財務情報の質的特性に「慎重性」の考え方を再導入することにより規制当局や関係者に間違っただけの印象を与える懸念や、stewardship（受託責任）の意味が国によって異なるという発言がされた。また、第5章「認識及び認識の中止」における提案について、複数の参加者より、認識規準に蓋然性基準を含むべきという見解が示された。

なお、概念EDの内容については、本誌89頁の「IASB公開草案『財務報告に関する概念フレームワーク』の解説」をご参照いただきたい。

(2) 共通支配下の企業結合

IASBは、共通支配下の企業結合（Business Combination under Common Control、以下「BCUCC」という。）に関する会計処理について検討を行うリサーチ・プロジェクトに着手している。本WSでは、IASBスタッフの司会により、本リサーチ・プロジェクトについて議論が行われた。議論においては、BCUCCにおいて、ある子会社株式を別の子会社又は新設する中間親会社に売却するケースや、子会社の資産を別の子会社に売却するケースに関連する複数の設例が提示され、各設例において簿価引継法を測定基礎の前提としつつ、具体的な会計処理のあり方について議論が行われた。個別の論点

では、新設する中間親会社に100%子会社の株式（資産に含み益を有する）を売却する場合には、中間親会社の連結財務諸表は最上位親会社の連結上の簿価を引き継ぐ（含み益は連結調整として取り扱う）べきかや、子会社の個別財務諸表にも当該簿価を適用するべきか（この場合、個別財務諸表に対してプッシュ・ダウンを行う）などについて、意見交換が行われた。

議論において、組織再編の一環で100%子会社である投資を当該親会社の別の100%子会社に移転した場合、親会社の観点からは、「取得」が発生したとは考えられないが、少数株主が存在する場合には、会計処理が異なり得るとの見解が参加者より示された。また、子会社間で資産や資産グループの移転がされた場合、事業の取得の場合の会計処理と不整合が生じないように、資産の取得においても簿価引継法を適用することが適当という点について参加者の見解が一定程度共有された。

(3) 持分法会計

IASBは、持分法プロジェクトについて、リサーチ活動を行っている。本WSでは、IASBスタッフの司会により、持分法に関する検討課題について議論が行われた。議論においては、まず、持分法のリサーチ・プロジェクトを、IAS第28号「関連会社及び共同支配企業」の要求事項を簡素化することにより適用上の論点に対処する短期プロジェクトと、投資者が支配を有していない持分投資に関する財務報告についてより包括的な検討を行う長期プロジェクトに分けて進めることが適切かについて議論が行われた。参加者からは、プロジェクトの進め方について、個別の論点を検討する上では持分法について概念的な整理を行うことが必要であり、プロジェクトを区分せず一体として検討を行うべきという見解が示された。

続けて、仮にプロジェクトを短期と長期に区

分して進める場合、持分法を「一行連結」ではなく、関連会社又は共同支配企業への投資の帳簿価格を測定方法とするアプローチが適切か、及び持分法を測定方法として位置づけた場合における追加的な論点（例えば、「重要な影響力」の定義、持分利益の調整などの会計処理と配当及び持分法投資損益を含めた表示に関する要求事項の取扱い、追加的な開示の必要性など）についても議論が行われた。参加者からは、純損益及びその他の包括利益計算書において、連結手続における決算の調整手続と同一の結果を得ようとする「一行連結」は基礎的で重要な概念であるものの、投資先への影響力が子会社と関連会社では異なるため、両者は場合によって異なるのではないかという見解が示された。

(4) 開示に関する取組み

IASB は、開示に関する取組みについてリサーチ・プロジェクトに着手しており、同プロジェクトの一部について、ニュージーランドの会計基準設定主体が IASB からの委託を受けて具体的な検討を行っている。本 WS では、ニュージーランドの代表者の司会により、開示要求のあり方に関する議論が行われた。議論においては、ニュージーランドが 2015 年 4 月の IASB 会議に提出した開示原則に関するアジェンダ・ペーパーを基礎として、ニュージーランドが提案している新たなアプローチについて、意見交換が行われた。ニュージーランドの提案の骨子は次のとおりである。

- ① 各基準に、全般的な開示目的を記述するとともに、開示グループごとの情報開示の目的を副次的に含める。
- ② 開示を全般的（general）な情報と追加的（additional）な情報に区分するとともに、それぞれの情報について、企業が、相対的な重要性（性質、規模、リスクを勘案して判断）に応じて開示の要否について判断する。ま

た、追加的な情報については、企業の判断に応じて拡充する。

- ③ 開示目的を満たすために情報開示を行うか否か、及び開示すべき情報の質と量の程度及び組合せを決定する際に、詳細（prescriptive）な要求事項を定めるのではなく、企業が適切な判断を行使することが重要である旨を強調する。

参加者からは、①の提案について、開示目的を全般的と副次的に分けるアプローチは有用だが、その場合、副次的な目的をより具体的なものとするのが重要であるという見解が示された。また、②の提案については、どの企業にとっても概ね必要と考えられる全般的な情報の開示に加えて、企業固有の重要な情報を追加的な情報として開示することは、IFRS に準拠して作成される開示情報が目的適格的でなくなるとの批判への対応として有効であるという見解が示された。一方、当該アプローチは、企業に多くの判断を委ねることにつながり得るため、開示される情報に重要なばらつきが生じ、開示情報の比較可能性が失われ得るという懸念も示された。他方、③の提案については、当該アプローチに対して概ね賛同する旨の見解が共有されたが、当該アプローチを採用する場合、「重要性」の概念を適切に適用することが一層重要になるとの見解が示された。その上で、実務上は「重要性」の判断は作成者だけではなく、監査人や規制当局とも共有すべき概念であるといった見解や、財務諸表における注記情報と経営者によるコメント（又は、MD&A）における開示情報との役割分担のあり方についても参加者から見解が示された。

3. おわりに

本 WS は、初めての試みであったが、会議

参加者からは、今回の取組みについて、アジア・オセアニア地域の会計基準設定主体がグローバルな会計基準の開発により主体的に関与していく上で有用という評価が多く示された。こうしたフィードバックを踏まえ、IASBは、引き続き、同様の取組みを年2回程度開催することを計画している。